

児童手当 認定請求書

(あて先) 日野市長

受給者変更

収
受
印

児童手当の受給資格の認定を請求します。
また、市の事務執行に関し、必要に応じて市が所得状況等を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）により確認することに同意します。

■裏面の注意をよく読んで記入してください。

請 求 者 (主 た る 生 計 中 心 者)	ふりがな											生年月日	昭和 平成	年	月	日	児童との 続 柄	1.父 2.母 3.その他 ()
	氏 名											性 別	男 ・ 女					
	個人番号															配偶者	有 ・ 無	
	住 所	〒191- 日野市																
	1月1日時点の 住所	本年	☐ 市内 ☐ 市外 (都・道・府・県 市・区・町・村) ☐ 国外										電 話	自宅	()			
		前年	☐ 市内 ☐ 市外 (都・道・府・県 市・区・町・村) ☐ 国外											携帯	()			
	加 入 年 金	1. 厚生年金 2. 国民年金 3. 私立学校共済 4. 国家公務員共済 5. 地方公務員共済 6. その他・未加入										職 業	a. 被用者 (会社員) b. 被用者でない者 c. 公務員 (勤務先:)					
	振 込 先 (請求者名義)	☐ 振込先を下記に指定する ☐ 公金受取口座への振込を希望する (公金受取口座を利用する場合は、口座情報の記入は不要です)																
		金 融 機 関					支 店 名					普通	口座番号					
		銀行 金庫 信組 農協											口座名義 (カタカナ)					
配 偶 者 等	ふりがな											生年月日	昭和 平成	年	月	日	職 業	a. 被用者 (会社員) b. 被用者でない者 c. 公務員 (勤務先:)
	氏 名																	
	個人番号																	
	住 所	(請求者と異なる場合のみ記入)																
	1月1日時点 の住所	本年	☐ 市内 ☐ 市外 (都・道・府・県 市・区・町・村) ☐ 国外										電 話	()				
前年		☐ 市内 ☐ 市外 (都・道・府・県 市・区・町・村) ☐ 国外																
①児童 (18歳 の年度 末まで の子)	ふりがな											続柄	生 年 月 日	監護の有無	生計 関係	同居 別居	別 居 先 住 所 (海外留学の場合の出国年月)	算 定
	氏 名																	
※②児童 の兄弟 等												続柄	平成 年 月 日	有・無	有・無	同居 別居	(平成・令和 年 月 出国)	

※「②児童の兄弟等」とは、18歳年度末経過後22歳年度末までの子をいいます。「監護の有無」及び「生計関係」がいずれも「有」かつ、
①児童と②児童の兄弟等の合計人数が3人以上の場合、「監護相当・生計費の負担についての確認書」もご提出ください。

※審査欄

保 留 書 類	☐ 振込先口座確認書類	支 給 事 由	☐ 出生 (. .)	☐ 認定	所得の状況 (令和 年分)	請求者		円	受 給 者	☐
	☐ 別居監護の申立書		☐ 転入 (. .)	☐ 却下		配偶者		円		☐
	☐ 監護・生計確認書		☐ 申請者変更	☐ 取下		手 当 月 額	3歳未満 :15,000円× 人⇒	円		
	☐ その他()		☐ その他()	☐ 15日特例			3歳以上 :10,000円× 人⇒	円		
消滅確認(該当日、自治体)		決 定 年 月 日	支 給 開 始 月		手 当 月 額	第3子以降 :30,000円× 人⇒		円		
/ 、		年 月 日	年 月 分から			合計月額 :		円		
公 簿 確 認			×モ		宛番号:		受付	入力	確認	通知
☐ 戸籍 ☐ 住基 ☐ 所得					認定番号:					

注意

■請求者（生計中心者）について

- 1 「氏名」欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 「個人番号」の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 3 「住所」欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を右欄に記入してください。
- 4 「電話」欄は、自宅電話番号がある場合のみ、自宅・携帯のどちらも記入してください。
- 5 「加入している年金」の欄は、養育している児童のうち、3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、記入してください。

■配偶者等について

- 6 「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時、婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 7 「住所」欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有し、請求者と異なる場合のみ、住民票上の住所を記入してください。
また、配偶者等が、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を右欄に記入してください。

■①児童（18歳の年度末までの子）について

- 8 「児童」欄は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 9 「監護の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 10 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 11 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子が海外に留学している場合は、「別居先住所（海外留学の場合の出国年月）」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。

■②児童の兄姉等について

- 12 「生計関係」の欄は、記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば、同居であって子の学費や家賃・食費等の一部を親が負担している場合、別居であって親が学費や生活費の一部を仕送りしている場合等が該当します。

■その他

- 13 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって日野市長が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 児童又は児童の兄姉等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童又は児童の兄姉等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童又は児童の兄姉等が世帯主である場合にはその旨、その児童又は児童の兄姉等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
ク 請求者に配偶者がある場合には、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額についての市町村長の証明書
ケ 3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
コ 「児童の兄姉等」欄に記載した児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について、監護・養育している場合は、監護相当・生計費の負担についての確認書（ただし、養育している児童の人数が3人以上の場合に限る。）
サ 「児童の兄姉等」欄に記載した児童が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類（ただし、養育している児童の人数が3人以上の場合に限る。）

【備考】

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。